

“個人情報保護制度”が10月スタート

公正で開かれた町政を目的とした「情報公開制度」に続いて、本年10月から「個人情報保護制度」がスタートします。この制度は、町が保有する町民の皆さんの情報の適正な取り扱いなどを定めるもので、自分の情報を開示請求したり、その情報の中に誤った箇所があれば訂正するよう求めることができる権利などを保障しようとするものです。

個人情報保護制度Q&A

Q 個人情報とは、どのようなものですか？

A 氏名や生年月日など個人に関する情報であって、

特定の個人が識別され、又は識別されるものです。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除きます。

Q 町どの機関が持っている個人情報制度の対象になりますか？

A 次の実施機関が持っている個人情報対象となります

ます。

- ①町長（総務課、企画財政課、税務課等9課（室））
- ②教育委員会（学校教育課、生涯学習課及び給食センタ
- ③選挙管理委員会
- ④監査委員（総務課所管）
- ⑤農業委員会
- ⑥固定資産評価審査委員会（税務課所管）
- ⑦議会



Q 個人情報は、この制度によりどのように取扱われますか？

A 実施機関が個人情報に関する事務を開始したり、

変更したりする場合などは、台帳への登録が必要になります。

また、個人情報は必要以上に収集したり、目的以外に利用したりすることなどが制限されます。

Q 個人情報の開示請求をできる人は誰でもいいですか？

A 情報公開制度と異なり、自分に関する情報の開示請求ですので、どなたでもできます。しかし、開示請求で

きる情報は自分自身に関するものに限られますので、たとえば配偶者や家族であっても自分以外の情報の開示請求はできません。

Q 個人情報の開示請求は、どこで行うのですか？

A 相談や請求の受付は、総務課で行います。

Q 個人情報の開示請求はどのようにするのですか？

A 「個人情報開示請求書」に必要事項を記入して、総合窓口（総務課）に提出してください。（請求書は総務課にあります。）



Q 個人情報はすべて開示するのですか？

A 開示請求する個人情報の中に次のような情報がある場合を除き、開示します。

- ①法律等により開示できないとされている個人情報
- ②開示請求者以外の情報が含まれている個人情報で、その者の権利等を害するもの
- ③法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報で開示することにより、その法人等の正当な利益などを害するもの